

<更新> ~ a x E

1ページ上 左から 4行目 「風潮(に)たか」
↓
の

5ページ上 左から 10行目 「表面的には(に)しように」
↓
楽

6ページ上 左から 5行目 「離婚」 → 「別居」

8ページ上 右から 10行目 「後3」 → 「右後方」

8行目 ~ 15行目

「1.10分 ~ 流れた。」 E

右から 4行目 「まもなく ~」 の前へ移動する。

左から 15行目 「裁判官席」 → 「書記官席」

8ページ下 右から 14行目 > 「申立て先に受理せず」

左から 8行目 ↑

(これは禁語して〜)

(2回で済む ← 1回)

Mの記憶

11ページ上 右から 4 } 行目 「参加者」 → 「参加人」
6 }
7 }

(法律版には「参加人」というようにある)

実際には「参加者」と禁語した?

26ページ下 右から5行目

「反け固有各詞をそって取助てゆる、よりにと」
↑ ↓
「」 トル

左から2行目 「目たたちかりのX/11は」
↓ ↓ ↑
目立ちた トル 「」

28ページ下 右から1〜7行目を次のようにする。

「の職員によって送達せよかけたが、正式の住所
(裁判所及び文書に記載)がわからず、別の活動の拠点へて
あった。長期間の調査活動があったと推測して、
しかし、当日は竹中さんは、その場所には非存在し、

室内にいた別の女性(深津さん)が、「本人に渡して下さい」
数人の職員が玄関の扉の向に何かの~~文書~~を~~おいて~~立ち去
りとした。
書類へ入った封筒

とったが送達して出て行ったので、かの女は職員が乗って
きた車のボンネットの上に書類をのせた。車はその場を走り
去った。その日、風は飛ばされて道に落ちてくるのと
拾ったのが、その時にはまだ先ほどの場所へは来たことの
なかった根本さんで、かみは自分の職務の全額から
未開封の書類が重要と認めると判断して京都地裁
へ送ったのである。」

30ページ^上 左から7行目 「かわった」 → 「かわりた」

31ページ^下 本文中 「ど〜んと字裏をとっていた。」

↓
これをみた記憶の竹中〜松下

にはきいたか... 字裏をとるホース

で 一種の蒙刺をしたのか?

44ページ^上 右から6行目以下の文章の主題として

「護国人は」を入れる。
これを

下 本文中 「見て知っている」 → 「バリエート」について

左から12行目 「記事ではなかったのか? ...」の次に

「バリエートにも見られる

「松下さんが何かの場合にも、存在の仕方」

圧迫感としてうけてきたのか? ...」

「意図の向いのかとして迫ってくる方に感じ」

松下の話

「北川女が拒否すれば決裂にいたった最終の局面」とは、'79年2〜3月

の南山大学同争公開にかかわる。時の探通信才<1>号参照。

なお、松下は、この局面でも「選択を強めた。これは守りし、北川女

拒否しても「決裂」を念頭に受けた。松下は、北川女、北川女が

南山大同争の(分離)被害者・成田晴子への提議〜新聞をたのらう

する北川女をほげし、同行し、と語ったのである。

北川女が行かされたこと、松下は、北川女の位置を「台座」に上げ、

かかわることになり、その過程で「決裂」にかかわる創設〜監理の意向を

くくった。」

全社
自己
史
の
探
史
と
な
る
か
ら
の
身
体
的
暴
力
の
混
沌
に

46ページ 下

4 — 2行目 「バ、ロ、フ、巻、十、に、5、3」
↑ ↑
ヤ 上

6 — 2行目 「持、護、する、と、し」
↑
マ

47ページ 下 (2) 1行目 「あ、ま、に、と、す、の、て」
↓
し

54ページ 上 左から3行目 「知、付、の、て」
↑
ま

56ページ 下 左から 5行目 「巧、み、使、つ、て、ゝ、る」
↑
に

57ページ 下 上へ []

記号 上へ ↓
記号 上へ ↓
193. 10. 24
(録)

103ページ < 上 > 別紙
下

さんのなかった行為を並列させ裁判官にバランスをとらせようともしているように見える。こういう感覚は仮装被告団の思ってもみなかったことだ。残念なことに、弁護士との裁判所のペースに迎合する職業的なナレ。論理の構築につまづき、言葉遣いにも緊張を欠いている。先にみてきたよな阪口証人に対する失敗や、頼みもしない文脈をこしらえるといふのは勇み足というより、たしかに大失態だった。

イヤイヤ、ここにきて弁護士をあれこれ言ったって仕方ない。弁護士、検事、裁判官を消した審理は自己解体の場でもある。それなのに、自己を表現しきることは、自己を他者から問われることよりも難しく、互いの意思の疎通を欠いたまま、公判に臨まなければならなくしたのは、弁護士の責任じゃなかった…

二審の判決に対して、最高裁に控訴した。その主体も仮装被告団である。

一〇二審が死刑判決である事件以外は三審で口頭弁論が開かれることはまずない、文書提出のみが唯一の主張の場であるのに、九三年の夏まで、根本さんは何の意思表示もしていない。

このまま最高裁の結審があっても根本さんは黙ったままだろう。事件は、根本さんの嵌められたワナの意味を明らかにするだけではなかった。それはそうだが…

どちらにしろ、根本公判、最高裁への仮装被告団の判決は決まっている。

☆ *とんを 福せんとする事件は…の 日 ち ち ち*

☆

最後に、△三六七から撤去して京都地裁の執行官が保管していることになっていた物品をめぐって、山本牧師、北九州市の永里さん、ぼくら三人が原告になって提訴していた動産引渡請求事件 昭和60年(ワ)一一〇七号 は八五年六月一五日から二一回にわたって審理されていたが、九〇年十月二九日の二二回公判に当事者が「本件の審理をより本質的に進めていくために当事者および本件にかかわる(未出現)の当事者(裁判における訴訟行為をなしうる資格を認定された者)によって開かれた会議の討論」によって、全員不出頭したため京都地裁は願ってもみなかった事態に待ってましたとばかりに、休止の決定をくだした。

『休止』というのは延期とは異なり、休止後三ヶ月以内に当事者から再開を求める申立てがない場合には、原告が訴を取り下げたとみなして処理される。訴の内容は物品の返還要求であったから、一見すると、当事者とくに原告が、この要求の意思をなくしたと受け止め

竹中さん(10/11)の証言より、

「竹中さんと子と私たちを交際して九二五年八月二日にふじのたけ、八月二日と二八日の二回、女中さん(おれ)の証言から

られかねないけれども、逆に、原告を含む全当事者(△三六七の自主ゼミに積極的に参加していた。)は、訴の内容や位置をより深く応用するために、五月と十月の討論集会をへて、原告から期日の延期申請を提出しつつ法廷に非存在したのだ。(松下身 概念集・

4(当事者)より)

その日初めから、傍聴席にいたのは岡山の宿里くんだけで、ぼくは電車に乗り遅れ定刻に到着することができず、ちょうど裁判長が話し終わったところで法廷に入った。書記官が困ったという顔でこつちをみたが裁判官は何こともなかったような顔で出ていった。

この動産引渡事件に八木さんは途中から参加原告となったため平成一年(フ)四一〇号も併合されている。このため八木さんはこの決定を不服として同じ日に京都地裁に長文の準備書面をただちに送った。

山本牧師は三人を代表して一月にはいつ「休止期間延期申立書」を送った。

八木さんのものも、牧師のものも地裁は無視し、三ヶ月後に「訴の取り下げ」の処置を強制的にとり、その一年半後には京都大学教養部の地下倉庫にあれからずっと保管してあった物を廃棄する、という脅かしをかけてきた。あの膨大な資料群が地下倉庫のなかで時

間と状況を糧に息づき、成長し、当局の手が出せなくなったため、形式的には引き取れという脅しであった。そのため、ぼくと竹中さんは九二年八月二日と中旬の二回小型のトラックで主要なものは自主管理しつつ、「総体の占拠のイミは持続する」と当局に宣言し

て伏見の倉庫に運んだ。自主ゼミ実行委員会のメンバーの一人は竹中さんは『大学闘争に関する資料集』のこれからのn巻のためにも応用するだろうし、ぼくも引き取った『石の枕』のコピーをn次の校正のために応用する。

あの強制執行のとき△三六七にいた竹中さんの女の子たちもやってきて、地下倉庫を昔馴染みの△三六七のように動き、物品の確認を独自に、トラックに積み込むと荷台の荷物のスキ間(に)暑い真夏の午後の陽射しの下で、楽しいドライブと洒落るわけにはいかなかったが、それに乗り下りもつた。

引き取りの最初るときは阪大闘争とその十年後の寮闘争を聞いた「静かなる男」、お酒を独り黙々と飲みつづける男というイメージをもつ広部さんが知人のオテッサ書房のひとと来てくれた。

ダンボール箱七十個あまりにぎっちり詰めたおし、(信)ちれる(自主ゼミ参加者のそれぞれにとって)な物はないはずだったが意向を確かめることもできないまま、電化製品、衣類、寝具、食器類などはその場で捨てて当席の処置にまかした。

とせに、にこれ(信)のらまきとせに四色(マ)を、